

「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA） への対応に係るワーキング・グループ」設置要綱

平成23年4月19日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

昨年3月18日、米国議会において、同国の納税義務者が資産を海外に移転することによる租税回避を防止するため、外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）が成立し、2013年1月1日の施行（主幹部分）が予定されている。現在、米国財務省及び米国内国歳入庁（以下、「IRS」という。）では、当該制度導入に係る米国財務省規則案の策定に向けて検討が進められているところであるが、同法では、一定の外国金融機関に対し、米国（法）人が保有する口座の確認義務、IRSに対する年次報告義務、非協力的顧客等への支払いに対する源泉徴収義務等が課されることから、本邦証券会社の実務にも大きな影響が及ぶことが懸念されるところである。

ついては、証券界として米国財務省規則の策定に関して適切に対応していくため、証券戦略会議の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 米国財務省規則案に対する意見
- (2) その他

3. 本WGの構成

- (1) 本WGの人数は10名程度とする。
- (2) 本WGには、オブザーバーを置くことができる。

4. 本WGの検討期間

本WGは、米国財務省規則が策定されるまでの間を目途に検討を行う。

5. 事務の所管

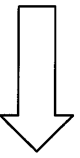
本WGの庶務は、本協会企画部が担当する。

6. その他

- (1) FATCAの施行に伴う実務対応に関する事項については、別途のワーキングにおいて検討を行う。
- (2) 今般、金融界においても相応の節電対応が求められていることに鑑み、本WGでは、可能な限り電子メール等を活用して情報共有や意見集約を図るものとする。

以 上

これまでの経緯

	米国での動き	日証協の動き
2010 年 3 月 18 日	・ 米国議会において FATCA 成立	
7 月 13 日		・ 日証協、意見書（案）についてメンバーズコメントの募集
8 月 27 日	・ ガイダンス（Notice2010-60）の公表（ガイダンスに対する意見募集【11 月 1 日まで】）	
9 月 21 日		・ 日証協、FATCA 及びガイダンスに関する会員向け説明会の実施 ・ ガイダンスの内容を受け事務局が修正した意見書（案）についてのメンバーズコメントの募集
11 月 1 日		・ 日証協、IRS に対する意見書の提出
16 日		・ 日証協、戦略会議にて IRS に意見書を提出した旨報告
17 日		・ 日証協、理事会にて IRS に意見書を提出した旨報告 ・ 定例記者会見で公表
2011 年 2 月 24 日		・ 日証協、在日米国大使館に財務官を訪問
3 月 3 日		・ 日証協、IRS を訪問 先方：国際担当弁護士を始めとする米国財務省規則の立案チーム
4 月 8 日	・ ガイダンス（Notice2011-34）の公表（ガイダンスに対する意見募集【6 月 7 日まで】）	
 2013 年 1 月	} 財務省規則草案の公表（未 定）	
	・ FATCA 施行、FFI 契約の発効	

米国における外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について

1. 外国口座税務コンプライアンス法の成立

- ・ 昨年 3 月 1 8 日、米国議会において外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）が成立

（目的）

- ・ 米国の納税者が資産を海外に移転することによる租税回避を防止するため

2. 規制の概要

- ・ 外国の金融機関で、IRS（米国の内国歳入庁）と米国（法）人が保有する口座情報の開示に関する契約を締結しない者や、外国の非金融機関で米国（法）人の株主情報などの開示義務に従わない者に対し支払われる所得に 3 0 % の源泉税が課せられる。

※ 源泉課税の対象所得は以下のもの

- ・ 現行の米国源泉徴収制度で源泉徴収の対象となっている米国源泉の利子（発行差金を含む）、配当金、賃貸料、ロイヤルティ、給与、保険金、報酬その他の定期定額所得
 - ・ 米国源泉の配当又は利子を生み出す資産の売却・処分に伴うグロスの支払額（このため、資産の売却・処分については損失が出た場合でも支払額の 3 0 % が源泉徴収される。）
 - ・ 米国銀行の海外支店が支払う預金利子
- ・ 契約を締結した外国金融機関（FFI : Foreign Financial Institutions）は参加 FFI（Participating FFI）として他の外国金融機関と区別される。

※ 外国金融機関（FFI）とは、以下のいずれかに該当する金融機関

- ・ 預金を受け入れている
- ・ 金融資産のカストディ業務に従事している
- ・ 主に証券、パートナーシップ持分、商品又はデリバティブへの投資、再投資、トレーディングに従事している

- ・ 参加 FFI の義務

- (1) 米国（法）口座の検出

- 原則として、全口座保有者の中に米国（法）口座があるかどうか検出する。

- (2) IRS に対する年次報告

- 米国（法）口座に関する以下の情報を IRS に対し毎年報告する。

- イ. 米国人の氏名、住所及び TIN（米国の納税者番号）

- ロ. 米国法人の場合は、米国人の株主の名称、住所及び TIN

- ハ. 口座番号

- ニ. 預金残高

- ホ. 年間入金総額及び年間引出総額

- (3) IRS と契約していない外国金融機関や非協力的顧客（情報開示を行わない顧客）に対する支払いに対し 30%の源泉徴収を行う。

3. 例外規定

- ・ 法定免除対象機関

- 外国政府、国際機関、外国中央銀行

- ・ 外国金融機関は、次の場合には IRS との契約なしに源泉徴収義務を免除

- (1) 財務省規則により定められた手続きや諸条件を遵守し、米国（法）口座を保有しないように徹底する。

- (2) 財務省規則により認定された免除対象金融機関（群）に該当する。

- (3) その他

4. 施行日

- ・ 2013年1月1日の支払いより有効

- ・ 移行措置

- (1) 2012年3月18日までに実行された債権は例外債権となる。

- (2) 例外債権の利払い及び処分に関する受取額（グロス）は2013年1月1日以降も新ルールの適用対象外となる。

以 上

「海外証券先物取引等に関する規則」等の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、協会員が顧客等の間で行う海外証券先物取引等について、近年、海外取引所の合従連衡や新しい取引手法の導入などにより海外取引所のデリバティブ取引制度が多様化してきていることから、現行の「海外証券先物取引等に関する規則」（以下「本規則」という。）が取引実態に対応しきれていない部分があるのではないかとの問題意識のもと、昨年 8 月に「海外証券先物取引等に関するワーキング・グループ」を設置して、本規則の見直しについて検討してきたところである。

今般、同ワーキング・グループの検討結果を受けて、投資家保護を踏まえつつ、現在の取引実態に適応した柔軟な制度とすべく、本規則の一部を改正することとする。

また、本規則の改正に伴い、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の一部を併せて改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 「海外証券先物取引等に関する規則」の一部改正について

(1) 指定建通貨の廃止

海外取引所においては、多様な通貨による証拠金の受入れ等が認められている実情を踏まえ、指定建通貨（海外証券先物取引等に係る商品の価格を表示する通貨）による証拠金の受入れや決済の義務を廃止する。

（改正前の第 8 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 14 条及び第 21 条）

(2) 証拠金の区分計算の廃止

- ① 海外取引所においては、受入証拠金の計算について、取引所グループ内での通算が認められている実情を踏まえ、受入証拠金を海外取引所ごとに区分し、かつ、同一指定建通貨ごとに計算する義務を廃止する。

（改正前の第 11 条第 1 項）

- ② 証拠金の区分計算の廃止に伴い、協会員が過度な信用リスクを抱え財務の健全性に問題が生じることがないよう、また、顧客の過当投機に繋がることのないよう、適切な証拠金の管理態勢の整備を義務付ける規定を新設する。

（改正後の第 9 条第 3 項）

(3) 協会員から顧客に対する金銭及び有価証券の引渡し迅速化

協会員が顧客に対して引き渡す金銭又は有価証券に係る一律一定の期限に代えて、「遅滞なく」行うことに改める。

(改正後の第 13 条第 2 項、第 17 条、第 19 条第 2 項及び第 21 条)

(4) 海外証券先物取引等口座設定約諾書の参考様式化

協会員がそれぞれの創意工夫を発揮できるよう、一言一句変更ができない統一様式である海外証券先物取引等口座設定約諾書の使用の義務付け及び同約諾書を廃止する。ただし、海外証券先物取引等において約諾書に記載されることが必要と考えられる事項及び内容については、本規則に定めることとする。

※ 統一様式の廃止に伴う混乱を緩和するため、約諾書の参考様式を提示することとする。

(改正後の第 4 条、海外証券先物取引等口座設定約諾書)

(5) その他

① 上記以外の改正事項は以下のとおり。

- ・ 代用有価証券の種類等を本規則において定める代わりに、いずれかの国内取引所又は海外取引所の定めに応じることに改める。
- ・ 受入証拠金の総額の計算において、先物取引における未授受の決済損益額・オプション取引における未授受の取引代金を加えることに改める。
- ・ 営業日ごとに値洗いを行う旨の規定を新設する。
- ・ ロスカット取引を行うことを妨げない旨の規定を新設する。
- ・ 建玉等の割当方法については、「約定日順」と画一的に定めることに代えて、恣意性を排除した公平な方法により割当てを行うことに改める。
- ・ 照合通知書の交付義務に関する規定を廃止する。
- ・ 売買状況報告に関する規定を廃止する。
- ・ 社内規則の作成に関する規定を新設する。
- ・ 適用除外に関する規定を廃止する。

(改正後の第 11 条第 2 項、第 12 条第 3 項、第 15 条、第 22 条及び第 27 条並びに改正前の第 25 条第 3 項、同条第 4 項、第 26 条、第 28 条)

② その他本規則全体に用語の整備を行う。

2. 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の一部改正について

「海外証券先物取引等に関する規則」における照合通知書の交付義務に関する規定を廃止したことに伴い、「書面の電磁的方法による提供の取扱いに関する規則」別紙における同照合通知書に係る規定を廃止する。

(別紙)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「海外証券先物取引等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<u>(法令・諸規則等の遵守)</u> 第 2 条 協会員は、<u>海外証券先物取引等を行う場合には、この規則によるほか、金融商品取引法(以下「金商法」という。)</u> <u>その他関係法令、諸規則等を遵守しなければならない。</u> (定 義) 第 3 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 海外証券先物取引 外国金融商品市場において行う取引であって、<u>金商法第28条第8項第3号イ又はロに掲げる取引と類似の取引をいう。</u> 2 ・ (現行どおり) 3 (取引契約の締結) 第 4 条 協会員は、顧客又は他の協会員から海外証券先物取引等の注文を受ける場合には、<u>あらかじめ当該顧客又は他の協会員と海外証券先物取引等に関する契約を締結しなければならない。</u> 2 協会員は、<u>前項の規定により顧客と海外証券先物取引等に関する契約を締結するときは、当該顧客から海外証券先物取引等の口座設定に関する約諾書(以下「約諾書」という。)</u>の提出を受けるものとする。 3 <u>約諾書は、次に掲げる事項が記載されたものでなければならない。</u> 1 <u>海外証券先物取引等の口座による処理に関する事項</u> 2 <u>期限の利益の喪失に関する事項</u> 3 <u>顧客の決済不履行、支払不能又はそれらのおそれがある場合等に係る措置に関する事項</u> 4 <u>執行取引所(海外証券先物取引等を執行する外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)及び執行方法の指示に関する事項</u>	(新 設) (定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 海外証券先物取引 外国金融商品市場において行う取引であって、<u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)</u> <u>第28条第8項第3号イ又はロに掲げる取引と類似の取引をいう。</u> 2 ・ (省 略) 3 (取引契約の締結) 第 3 条 協会員は、顧客又は他の協会員から海外証券先物取引等の注文を受ける場合には、<u>予め当該顧客又は他の協会員と海外証券先物取引等に関する契約を締結しなければならない。</u> 2 協会員は前項の規定により顧客と海外証券先物取引等に関する契約を締結するときは、当該顧客から<u>本協会の定める様式により作成した「海外証券先物取引等口座設定約諾書」</u>の提出を受けるものとする。 (新 設)

新	旧
<u>5 注文の執行及び処理に関する事項</u> <u>6 顧客の委託証拠金の差入れ及び引出し等に関する事項</u> <u>7 受入証拠金等の計算等に関する事項</u> <u>8 決済に関する事項</u> <u>9 諸通知に関する事項</u> <u>10 諸料金に関する事項</u> <u>11 通貨に関する事項</u> <u>12 契約の解約に関する事項</u> <u>13 免責事項</u> <u>14 準拠法に関する事項</u> <u>15 合意管轄に関する事項</u> <u>16 約諾書の内容の変更に関する事項</u> <u>17 その他事務手続きに関する事項</u> <u>4 前項に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める内容が記載されていなければならない。ただし、協会員の業務内容に鑑み、あらかじめ顧客との間で内容を定める必要のないものについては、この限りでない。</u> <u>1 前項第6号に掲げる事項 次に掲げる内容</u> <u>イ 顧客の委託証拠金の差入義務及び差入期限に関すること。</u> <u>ロ 委託証拠金の引出額の制限及び引き出させる場合の委託証拠金の引渡予定日時に関すること。</u> <u>ハ 計算上の利益の払出額の制限及び払い出す場合の計算上の利益の引渡予定日時に関すること。</u> <u>ニ 第15条第1項に定める不足額の確認の頻度に関すること。</u> <u>ホ 顧客の委託証拠金の追加差入義務及び差入期限に関すること。</u> <u>ヘ ロスカット取引（顧客の海外証券先物取引等を決済した場合に顧客に生じることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする海外証券先物取引等の決済をいう。以下同じ。）の方法に関すること。</u>	(新 設)

新	旧
ト <u>委託証拠金の返還予定日時に関すること。</u> チ <u>委託証拠金に対して利息その他の対価を付さないこと。</u> 2 前項第7号に掲げる事項 次に掲げる内容 イ <u>委託証拠金の所要額及び受入証拠金の算出方法</u> ロ <u>代用有価証券（第11条に定める代用有価証券をいう。）の取扱いの可否及び取り扱う場合における種類、代用価格その他に関すること。</u> ハ <u>委託証拠金の所要額の変更に関すること。</u> 3 前項第8号に掲げる事項 次に掲げる内容 イ <u>決済に伴う金銭及び有価証券の授受に係る受渡方法並びに受渡期限に関すること。</u> ロ <u>顧客への建玉の割当方法に関すること。</u> ハ <u>権利行使等に係る意思確認に関すること。</u> ニ <u>天災地変等による決済条件の変更に関すること。</u> 4 前項第9号に掲げる事項 次に掲げる内容 イ <u>通知書その他の諸通知の内容、交付方法及び交付時期</u> ロ <u>通知の効力に関すること。</u> 5 前項第11号に掲げる事項 次に掲げる内容 イ <u>委託証拠金の授受及び決済に使用する通貨の種類</u> ロ <u>通貨の換算レートに関すること。</u> ハ <u>外国通貨による受払いに関すること。</u> 6 前項第17号に掲げる事項 次に掲げる内容 イ <u>日本国又は執行取引所の存する国の法令諸規則等に基づく顧客に係る海外証券先物取引等の内容等の政府機関等への提出に関すること。</u> ロ <u>電磁的方法による書面の授受に関すること。</u> ハ <u>顧客の届出事項の変更届出に関すること。</u>	
(約諾書による処理) 第 5 条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う海外証券先物取引等の執行、差金決済、受渡決済及び当該取引に係る資金の授受等については、<u>約諾</u>	(約諾書による処理) 第 4 条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う海外証券先物取引等の執行、差金決済、受渡決済及び当該取引に係る資金の授受等については、<u>「海</u>

新	旧
第 10 条 委託証拠金の所要額は、執行取引所の定める証拠金額以上の額で協会員が定める額とする。	第 9 条 委託証拠金の所要額は、取引を執行する海外取引所（以下「執行取引所」という。）の定める証拠金額以上の額で協会員が定める額とする。
（委託証拠金の有価証券による代用）	（委託証拠金の有価証券による代用）
第 11 条 顧客から受け入れる委託証拠金は、有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。	第 10 条 顧客から受け入れる委託証拠金は、<u>執行取引所の認める範囲において有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。</u>
（ 削 る ）	2 前項の規定により受け入れる有価証券（以下「代用証券」という。）の種類は、<u>執行取引所又はその清算会社が受け入れる有価証券のうち指定建通貨と同一の通貨で表示されるものとする。</u>
2 前項の規定に基づき顧客から受け入れる有価証券（以下「代用有価証券」という。）の種類は、<u>いずれかの金融商品取引所等（金融商品取引所及び執行取引所をいう。以下この項において同じ。）が定めるデリバティブ取引に係る代用有価証券の種類とし、協会員が代用有価証券の評価を行う場合における代用価格は、デリバティブ取引に係る代用有価証券の代用価格を算出するために当該金融商品取引所等が定める時価に当該金融商品取引所等の定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</u>	3 前2項の規定に基づき、顧客から受け入れる代用証券の評価は、<u>額面金額を基準として次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて行う。</u>
（ 削 る ）	1 <u>償還までの期間が6ヵ月以下の債券 100 分の 95</u>
（ 削 る ）	2 <u>償還までの期間が6ヵ月超1年以下の債券 100 分の 90</u>
（ 削 る ）	3 <u>償還までの期間が1年を超える債券については、執行取引所又は清算会社が定める掛目に 100 分の 90 を乗じた率</u>
（ 削 る ）	4 <u>協会員は、経済情勢等の変化に伴い前項に定める代用証券の掛目を変更するものとする。この場合、協会員は、顧客から既に受け入れられている代用証券に対しても変更後の掛目を適用するものとする。</u>
（受入証拠金の計算方法） 第 12 条 （ 削 る ）	（受入証拠金の計算方法） 第 11 条 <u>海外証券先物取引等に係る受入証拠金</u>

新	旧
受入証拠金の総額は、顧客ごとに計算し、当該顧客から受け入れている委託証拠金の額に、第3項に規定する現金授受予定額を加減して得た額とする。 2 受入証拠金の総額の計算において、委託証拠金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用有価証券の額は、代用有価証券を前条第2項に定める代用価格により評価した額の合計額とする。 3 現金授受予定額は、次項に規定する計算上の損益額に、顧客の海外証券先物取引の決済損益額のうち授受を終了していないもの並びに当該顧客の海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の取引代金のうち授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべきものに相当する額で協会員が必要と認める額を差し引いて得た額に相当する金銭の額とする。 4 計算上の損益額は、顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額の合計額から当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額の合計額及び第14条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。 (削 る) (委託証拠金の引出し等の制限) 第13条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として受け入れている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。	については、執行取引所ごとに区分しかつ指定建通貨を同一とする取引ごとに計算するものとする。 2 受入証拠金の総額は、当該顧客が差し入れている委託証拠金の額に、第4項に規定する海外証券先物取引に係る計算上の損益額を加減し、当該顧客の負担すべきものに相当する額で協会員が必要と認める額を差し引いて得た額とする。 3 前項の受入証拠金の総額の計算において、受入証拠金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価額は、前条第3項に定めるところによる。 (新 設) 4 海外証券先物取引に係る計算上の損益額は、当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額から当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額と第13条の規定により払出しを行った場合の当該払出額を差し引いて得た損益額とする。 5 前項の海外証券先物取引の相場の変動に基づく計算上の損益は、当該顧客の約定価額と計算する日の前日の執行取引所が定めた清算価格により評価した価額との差損益とする。
(委託証拠金の引出し等の制限) 第12条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。	(委託証拠金の引出し等の制限) 第12条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

新	旧
1 引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金の所要額の総額を上回っている場合<u>その超過額を代用有価証券の評価に用いる率をもって除した額に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額（委託証拠金として受け入れている金銭の額が現金支払予定額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。）のいずれか小さな額に相当する額の金銭</u> 2 当該顧客から委託証拠金として受け入れている有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合<u>当該金銭の額又は当該他の有価証券の額（第 11 条第 2 項に定める代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。）を代用有価証券の評価に用いる率をもって除した額に相当する有価証券</u> 3 当該顧客から委託証拠金として受け入れている金銭のうち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合<u>当該有価証券の額に相当する額の金銭</u> 2 協会員は、前項第 1 号に該当する場合において、当該顧客の請求により金銭又は有価証券を引き出させるときは、超過額を確認した日から遅滞なく行うものとする。 （計算上の利益額の払出し） 第 14 条 協会員は、顧客が請求し、かつ、当該協会員が応じる場合には、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金の所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、払い出すことができる。 2 ・ （現行どおり） 3 （委託証拠金の追加受入れ） 第 15 条 協会員は、毎営業日に顧客ごとに総額の不足額又は現金不足額が生じているかを確認しなければならない。 2 協会員は、前項の確認により、顧客に総額の不	1 引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っている場合には、<u>その超過額を第 10 条第 3 項に掲げる率をもって除した額に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額（委託証拠金として差し入れられている金銭の額が計算上の損失額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。）のいずれか小さな額に相当する額の金銭</u> 2 当該顧客が委託証拠金として差し入れている有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、<u>当該金銭の額又は当該他の有価証券の額（第 10 条第 3 項に定める代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。）を第 10 条第 3 項に掲げる率をもって除した額に相当する有価証券</u> 3 当該顧客が委託証拠金として差し入れている金銭のうち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合には、<u>当該有価証券の額に相当する額の金銭</u> 2 協会員は、前項第 1 号に該当する場合において、当該顧客の請求により現金又は代用有価証券を返還するとき、超過額を確認した日から起算して 2 営業日目の日以降行うものとする。 （計算上の利益額の払出し） 第 13 条 協会員は、顧客が請求し、かつ、当該協会員が応じる場合には、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、払い出すことができる。 2 ・ （省 略 ） 3 （委託証拠金の追加差し入れ） 第 14 条 （新 設 ） 協会員は、顧客に総額の不足額又は現金不足額

新	旧
足額又は現金不足額が生じていることが判明した場合には、いずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、当該顧客から、不足額が生じていることが判明した日から起算して3営業日目の日の正午までの協会員が定める日時までに受け入れるものとする。ただし、当該定める日時を待たずに協会員においてロスカット取引を行うことを妨げない。	が生じた場合には、いずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、当該顧客から、当該不足額が生じたことを確認した日から起算して3営業日目の日の正午までに差し入れさせるものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、指定建通貨による現金とする。
(委託証拠金に対する付利の禁止)	(委託証拠金に対する付利の禁止)
第16条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等の委託証拠金として受け入れた金銭又は有価証券に対しては、利息その他の対価を付してはならない。	第15条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等の委託証拠金として差し入れられた金銭又は有価証券に対しては、利息、その他の対価を付してはならない。
(委託証拠金の返還)	(委託証拠金の返還)
第17条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、次の各号に該当する場合において、当該顧客からの委託証拠金の返還請求があったときは、当該各号に定める日以降、遅滞なく委託証拠金を返還することとする。ただし、海外証券先物取引等に係る当該顧客の債務のうち未履行部分に相当する額の委託証拠金については、この限りでない。	第16条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、次の各号に該当する場合に、当該顧客からの委託証拠金の返還請求があった場合には、当該各号に定める日以降、遅滞なく委託証拠金を返還することとする。
1 転売又は買戻しによる決済を行った場合 当該転売又は買戻しの約定日 2 受渡決済を行った場合 執行取引所の定める売買取引最終日の国内応当日の翌営業日 3 最終差金決済（海外証券先物取引等について、未決済勘定を転売又は買戻しにより決済しなかった場合に、執行取引所等（執行取引所及び協会員から海外証券先物取引等の委託を受ける外国証券業者をいう。以下同じ。）の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。）が行われた場合 協会員が最終清算価格を確認した日 4 海外証券先物オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 協会	1 転売又は買戻しによる決済を行った場合 当該転売又は買戻しの約定日から起算して4営業日目の日 2 受渡決済を行った場合（海外証券オプション取引のうち、権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合の受渡決済を含む。） 執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日 3 最終差金決済（海外証券先物取引等について、未決済勘定を転売又は買戻しにより決済しなかった場合に、執行取引所の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。）が行われた場合 協会員が最終清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日 4 海外証券先物オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 協会

新	旧
員が当該割当てを確認した日	員が当該割当てを確認した日<u>から起算して3営業日目</u>の日
5 海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 協会員が当該割当てを確認した日	5 海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合 <u>(ただし、第2号の場合を除く。)</u> 協会員が当該割当てを確認した日<u>から起算して4営業日目</u>の日
6 海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引について、権利消滅となった場合 協会員が権利消滅を確認した日	6 海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引について、権利消滅となった場合 協会員が権利消滅を確認した日<u>から起算して4営業日目</u>の日
(委託証拠金の使用制限)	(委託証拠金の使用制限)
第 18 条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として<u>受け入れている金銭又は有価証券を、自己の取引に使用してはならない。</u>	第 17 条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として<u>預託を受けた金銭又は有価証券を、自己の取引に使用してはならない。</u>
2 協会員は、あらかじめ当該顧客の書面による同意がある場合を除くほか、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として<u>受け入れている金銭又は有価証券を、他の顧客の取引に使用してはならない。</u>	2 協会員は、あらかじめ当該顧客の書面による同意がある場合を除くほか、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として<u>預託を受けた金銭又は有価証券を、他の顧客の取引に使用してはならない。</u>
(転売又は買戻しに伴う差金決済)	(転売又は買戻しに伴う差金決済)
第 19 条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客が転売又は買戻しを行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を、当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して4営業日目の日までの<u>協会員が定める日時までに当該顧客から受け入れるものとする。</u>	第 18 条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客が転売又は買戻しを行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を、当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から<u>差し入れを受けるものとする。</u>
2 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該転売又は買戻しに係る約定日から<u>遅滞なく当該顧客に支払うものとする。</u>	2 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該転売又は買戻しに係る約定日から<u>起算して4営業日目の日に顧客あて支払う。</u>
(計算上の利益の払出しに伴う金銭の授受)	(計算上の利益の払出しに伴う金銭の授受)
第 20 条 前条及び次条の規定にかかわらず、第 14 条の規定により計算上の利益額の払出しを受けている顧客が受渡決済、転売若しくは買戻しによる<u>決済又は最終差金決済 (以下「受渡決済等」という。)</u>を行う場合における当該顧客と協会員との間の金銭 (当該顧客が受渡決済を行う場合における<u>次条</u>の規定に基づく品渡し代金及び品受代金	第 19 条 前条の規定にかかわらず、第 13 条の規定により計算上の利益額の払出しを受けている顧客が転売若しくは買戻しによる<u>決済又は受渡決済</u>を行う場合における当該顧客と協会員との間の金銭 (当該顧客が受渡決済を行う場合における第 20 条の規定に基づく品渡し代金及び品受代金を除く。) の授受については、次の各号に定め

新	旧
を除く。)の授受については、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。 1 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済若しくは最終差金決済に係る限月取引の売買取引最終日において、顧客の海外証券先物取引における未決済約定(売買取引最終日が到来した限月取引の売買取引最終日以後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この条において同じ。)がある場合 イ 第14条の規定により顧客に払い出している額の合計額(以下「計算上の利益の払出額」という。)が受渡決済等により当該顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を新たな計算上の利益の払出額とする。 ロ 計算上の利益の払出額が受渡決済等により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額は全額当該顧客から返還されたものとする。 ハ 受渡決済等により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるものとする。この場合において、計算上の利益の払出額については増減を行わないものとする。 2 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済若しくは最終差金決済に係る限月取引の売買取引最終日において、顧客の海外証券先物取引における未決済約定がないこととなる場合 イ 計算上の利益の払出額が受渡決済等により顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、協会員は、当該顧客より当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月	る区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。 1 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取引における未決済約定(売買取引最終日が到来した限月取引の売買取引最終日以後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この項において同じ。)がある場合 イ 第13条の規定により顧客に払い出している額の合計額(以下「計算上の利益の払出額」という。)が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上である時は、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を新たな計算上の利益の払出額とする。 ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額は全額当該顧客から返還されたものとする。 ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるものとする。この場合において、計算上の利益の払出額については増減を行わないものとする。 2 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取引における未決済約定がないこととなる場合 イ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、協会員は、当該顧客より当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月

新	旧
取引の売買取引最終日（その日が休業日に当たる場合には、その後の直近の営業日とする。以下同じ。）から起算して4営業日目の日までの<u>協会員が定める日時までに</u>、計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額の支払いを受けるものとする。この場合において、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。 ロ 計算上の利益の払出額が<u>受渡決済等</u>により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。 ハ <u>受渡決済等</u>により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるとともに、計算上の利益の払出額について当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日から起算して4営業日目の日までの<u>協会員が定める日時までに</u>、返還を受けるものとする。	取引の売買取引最終日（その日が休業日に当たる場合には、その後の直近の営業日とする。以下<u>ハ</u>において同じ。）から起算して4営業日目の日までに、計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額の支払いを受けるものとする。この場合において、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。 ロ 計算上の利益の払出額が<u>前条の規定</u>により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。 ハ <u>前条の規定</u>により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるとともに、計算上の利益の払出額について当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日から起算して4営業日目の日までに、返還を受けるものとする。
（受渡その他の決済方法）	（受渡その他の決済方法）
第 21 条 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品渡しによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所等の定める受渡手続開始日の国内応当日までの<u>協会員が定める日時までに</u>、当該顧客から当該執行取引所等が定める受渡適格銘柄を受け入れるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき品渡代金は、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく当該顧客に支払うものとする。	第 20 条 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品渡しによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡手続開始日の国内応当日までに、当該顧客より当該執行取引所が定める受渡適格銘柄の<u>差し入れを受ける</u>ものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき品渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の<u>翌営業日に</u>当該顧客<u>あて</u>支払う。
2 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品受けによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日までに、当該顧客から品受代金を受け入れるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき有価証券については、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するもの	2 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品受けによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡日の国内応当日までに、当該顧客より品受代金の<u>差し入れを受ける</u>ものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき有価証券については、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の<u>翌営業日に</u>、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するもの

新	旧
とする。 3 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利行使を行う場合には、執行取引所において権利行使する日の国内応当日までに、権利行使に必要な当該有価証券又は受渡代金等を顧客から受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく、当該顧客にあらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。 4 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利割当てを受けた場合には、執行取引所等の定める受渡日に受渡しが行われるよう当該有価証券又は受渡代金等を顧客より受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく、当該顧客にあらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。 5 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が行われた場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日までの協会員が定める日時までに当該顧客から受け入れるものとする。 6 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から遅滞なく当該顧客に支払うものとする。 7 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の買付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から起算して4営業日目の日までの協会員が定める日時までに当該顧客から受け入れるものとする。 8 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の売付けを行った	のとする。 3 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利行使を行う場合には、執行取引所において権利行使する日の国内応当日までに、権利行使に必要な当該有価証券又は受渡代金等を顧客から受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。 4 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利割当てを受けた場合には、執行取引所の定める受渡日に受渡しが行われるよう当該有価証券又は受渡代金等を顧客より受け入れるものとする。なお、当該顧客に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。 5 協会員は、海外証券先物取引等について、最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が行われた場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。 6 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日に顧客あて支払う。 7 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の買付けを行った場合、約定プレミアムを約定日から起算して4営業日目の日までに当該顧客から差し入れを受けるものとする。 8 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の売付けを行った

新	旧
場合、約定プレミアムを約定日から<u>遅滞なく</u>当該顧客に支払うものとする。	場合、約定プレミアムを約定日から<u>起算して4営業日目の日に</u>当該顧客<u>あて</u>支払う。
(削 る)	(<u>決済通貨</u>)
(建玉等の割当て)	<u>第 21 条</u> 協会員は、顧客との間で海外証券先物取引等における第 16 条及び前 3 条に係る金銭の授受を指定建通貨により行う。
(建玉等の割当て)	(建玉等の割当て)
第 22 条 協会員は、<u>顧客の海外証券先物取引</u>に関して海外証券先物取引の未決済勘定を有する顧客間で受渡決済の割当てを行う必要がある場合又は顧客の海外証券先物オプション取引若しくは海外証券オプション取引の権利行使に関して<u>売建玉に割当てを行う必要がある場合には、恣意性を排除した公平な方法により割当てを行うものとする。</u>	第 22 条 協会員は、海外証券先物取引に関して当該海外証券先物取引の未決済勘定を有する顧客間で受渡決済の割当てを行う必要がある場合は、<u>約定日順に当該割当てを行う。</u>
(削 る)	<u>2 協会員は、海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てを行う必要がある場合には、約定日順に当該割当てを行う。</u>
(権利行使等に係る意思確認)	(権利行使等に係る意思確認)
第 23 条 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の権利行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ顧客の意思を確認のうえ当該定めに従うものとする。	第 23 条 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の権利行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ顧客の意思を確認のうえ当該定めに従う。
2 協会員は、顧客の海外証券先物取引等の取引最終日が近づいたときは、当該顧客に対し、転売若しくは買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプションの権利行使を行うか確認することに努めるものとする。	2 協会員は、顧客が行った海外証券先物取引等の取引最終日が近づいたときは、当該顧客に対し、転売又は買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプションの権利行使を行うか確認することに努めるものとする。
(顧客の決済不履行の場合等の措置)	(顧客の決済不履行の場合等の措置)
第 24 条 (現行どおり)	第 24 条 (省 略)
2	2
・ (現行どおり)	・ (省 略)
3	3
4 協会員が前 2 項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足が	4 協会員が前 2 項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足が

新	旧
あるときは、その不足額の支払いを顧客に対し請求することができる。	あるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。
(取引に関する通知書等の送付)	(取引に関する通知書等の送付)
第 25 条 (現行どおり)	第 25 条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
(削 る)	3 協会員は、海外証券先物取引等に係る建玉残高、委託証拠金の残高等、顧客に対する債権、債務の残高を照合通知書により月 1 回以上報告するものとする。
(削 る)	4 前項に規定する照合通知書の記載事項については、当該照合通知書が第 1 項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書その他法令諸規則に基づく顧客への交付書類の送付時期と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。
(削 る)	(売買状況等の報告)
(削 る)	第 26 条 協会員は、海外証券先物取引等の建玉残高等の状況について所定の報告書により本協会に報告するものとする。
(電磁的方法による送付等)	(電磁的方法による送付等)
第 26 条 協会員は、前条第 1 項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書の送付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の送付を行ったものとみなす。	第 27 条 協会員は、次に掲げる書面の送付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の送付等を行ったものとみなす。
(削 る)	1 第 25 条第 1 項に規定する海外証券先物取引等に関する通知書
(削 る)	2 第 25 条第 3 項に規定する照合通知書
2 協会員は、次に掲げる書面の提出を受けることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当	2 協会員は、次に掲げる書面の提出を受けることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当

新	旧
該書面の提出を受けたものとみなす。 1 約諾書 2 第8条に規定するヘッジ勘定による管理の申出 (削 る) (社内規則の作成) 第27条 協会員は、本規則に基づき海外証券先物取引等を行うに当たり、その取引の執行、決済及び受託等を適切に実施できるよう、必要な事項について社内規則を作成しなければならない。 (削 る) 付 則 この改正は、平成23年7月1日から施行する。	該書面の提出を受けたものとみなす。 1 第3条第2項に規定する海外証券先物取引等口座設定約諾書 2 第7条に規定するヘッジ勘定による管理の申出 (適用除外) 第28条 協会員が、執行取引所の清算会員である外国親会社若しくは外国子会社又はこれらと密接な関係を有する海外先物業者（以下「外国親会社又は外国子会社等」という。）からの海外証券先物取引等を、電子端末取引を利用して媒介を行う場合（委託の媒介を含む。）は、本規則を適用しない。この場合において、協会員は、次の各号を遵守するものとする。 1 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等との間で媒介又は委託の媒介に係る契約を締結すること。 2 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して媒介手数料を請求すること。 3 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して取引の内容について責任を負わないこと。 (新 設) 海外証券先物取引等口座設定約諾書 (省 略)

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 23 年 4 月 19 日
(下線部分変更)

新	旧
別 紙	別 紙
第 2 条第 1 号二に掲げる方法を除く書面	第 2 条第 1 号二に掲げる方法を除く書面
1	1
⌋ (現行どおり)	⌋ (省 略)
6	6
7 「海外証券先物取引等に関する規則」第 25 条 第 1 項に規定する海外証券先物取引等に関する 通知書	7 「海外証券先物取引等に関する規則」 <u>(以下</u> <u>「海外証券先物取引等規則」という。)</u> 第 25 条 第 1 項に規定する海外証券先物取引等に関する 通知書
(削 る)	<u>8 海外証券先物取引等規則第 25 条第 3 項に規定</u> <u>する照合通知書</u>
<u>8</u>	<u>9</u>
⌋ (現行どおり)	⌋ (省 略)
<u>17</u>	<u>18</u>
付 則	
この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	